

必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書

6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合法)が可決され、要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付費から外される。これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを取り上げる案を取り下げた経緯がある。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしているが、認知症の利用者では「軽度」の方が徘徊するなど、介護する上で大変な事例はよく見られている。

ほかにも、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしている。

つきましては、誰もが必要な介護サービスを受けられるように介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図れるよう、自治体に必要な財源を援助する必要があると考える。

以上のことから、下記の事項について要望する。

記

- 1 要支援者・要介護者へのすべての介護サービスをこれまでどおり保険で継続すること。
- 2 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。
- 3 介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため国は自治体に必要な財源を援助すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

・ 衆議院議長

・ 参議院議長

・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

・ 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久

・ 財務大臣 麻 生 太 郎

・ 総務大臣 高 市 早 苗